

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の 名称	支出元独立行政法 人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番 号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分
内閣府	国立研究開発法人 海洋研究開発機構	7021005008268	(公財)原子力安全技術センター	6010005018634	放射線講習受講料	116,300		2016/12/9 他1件		公益	国認定
内閣府	国立研究開発法人 海洋研究開発機構	7021005008268	(公財)高輝度光科学研究センター	3140005020349	SPring-8利用に伴 う消耗品使用料	358,336		2016/6/24 他5件		公益	国認定
内閣府	国立研究開発法人 海洋研究開発機構	7021005008268	(公財)深田地質研究所	9010005016750	科研費分担金	455,000		2016/9/2 他3件		公益	国認定
内閣府	国立研究開発法人 海洋研究開発機構	7021005008268	(公社)日本気象学会	6010005003710	論文投稿料	604,800		2016/7/22 他7件		公益	国認定
内閣府	国立研究開発法人 海洋研究開発機構	7021005008268	(公社)日本地球惑星科学連合	8010005013468	会場借料	388,800		2016/6/30		公益	国認定

(注)この他、会費支出として、『平成28年度における公益法人等への会費支出の状況』の表のNo. 1~8が該当する。

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。